

平成28年度法務省調達改善計画の上半期自己評価結果(要約版)

主な計画内容	取組結果
1 重点的な取組	
(1) 電力調達の改善(法務本省, 地方支分部局等)	
<ul style="list-style-type: none"> 電力の競争入札において, 複数者応札等を目指し, 複数の事業者にヒアリングを実施するなどして, 複数庁舎の取りまとめや共同調達の実施, 調達単位の分割など, 現在の調達単位の妥当性を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の調達単位の妥当性を検討するため, 事業者に対するヒアリングや他官署との打合せを実施。 一部の地方支分部局等において, 平成29年度調達から, <u>地方ブロック単位等の複数庁舎を取りまとめた共同調達を実施予定。</u>
(2) 一者応札の解消(法務本省, 地方支分部局等)	
<ul style="list-style-type: none"> 一者応札となっている案件について, 個別にその要因を分析した上, 仕様の見直しなどを行うことにより, 一者応札の解消を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 公告期間の十分な確保, 調達の情報提供の充実, 入札説明会や質問対応の充実, 業者からのヒアリング等を実施。 一者応札となった案件は計660件(前年度同時期比105件増。なお, 総入札件数は前年度同時期比260件増)。
2 継続的な取組	
(1) 競争性のない随意契約の解消等(法務本省, 地方支分部局等)	
<ul style="list-style-type: none"> 競争性のない随意契約で調達を行おうとする場合には, 一般競争入札等によることのできないかの検討, 競争性のない随意契約によらざるを得ない理由についての審査などを厳格に行う。 また, 競争性のない随意契約で調達を行った場合には, 大臣官房会計課においてその妥当性等の事後チェックを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 競争性のある調達方式への移行の検討, 競争性のない随意契約によらざるを得ない理由の精査等を実施。 競争性のない随意契約は計1,042件(前年度同時期比55件増。なお, 競争性のあるものを含む総契約件数は前年度同時期比347件増)。
(2) 共同調達の実施(法務本省, 地方支分部局等)	
<ul style="list-style-type: none"> 法務本省における汎用的な物品役務等の調達について, 中央合同庁舎第6号館入居官署等のグループにより共同調達を行うこととし, 共同調達実施品目数の拡大を検討, 実施する。 地方支分部局等における汎用的な物品役務等の調達について, 合同庁舎単位, 地方ブロック単位, 近隣官署単位等により共同調達を行うこととし, 共同調達実施品目数の拡大を検討, 実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 法務本省における汎用的な物品役務等の調達について, 中央合同庁舎第6号館入居官署等との共同調達を実施するとともに, 共同調達実施品目数の拡大等を検討。 地方支分部局等において, 汎用的な物品役務等の調達に係る共同調達を307官署で実施(前年度同時期比8官署増)するとともに, 今後の共同調達を推進するための体制等について検討。 当省にて取りまとめを行っている共同調達案件について, 合同庁舎単位で3,299品目, 地方ブロック単位で1,072品目, 近隣官署単位で8,827品目, 計13,198品目の共同調達を実施。

主な計画内容	取組結果
(3) 少額随意契約可能案件における一般競争入札等の実施(法務本省, 地方支分部局等)	
<ul style="list-style-type: none"> 少額随意契約可能案件について, 事務負担等を考慮の上, 一般競争入札又はオープンカウンター方式による見積合わせを検討, 実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札を計174件実施(前年度同時期比2件減)。 オープンカウンター方式による見積合わせを計55件実施(前年度同時期比同)。
(4) リサイクルトナーの活用(法務本省, 地方支分部局等)	
<ul style="list-style-type: none"> プリンタ等の機器におけるリサイクルトナーの使用について, 積極的に活用することを検討, 実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルトナーを計270官署において活用(前年度同時期比13官署減)。 法務本省において, トナー1本当たり平均13,463円(79.4%)の調達費用の削減。 地方支分部局等において, トナー1本当たり平均16,859円(71.8%)の調達費用の削減。
(5) カード決済の活用(法務本省)	
<ul style="list-style-type: none"> 中央合同庁舎第6号館入居官署における水道料金の支払について, クレジットカード決済を活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中央合同庁舎第6号館入居官署における水道料金の支払について, クレジットカード決済を活用。
(6) 旅費業務の効率化(法務本省, 地方支分部局等)	
<ul style="list-style-type: none"> パック商品, チケット手配等の業務について, 各庁の実情に応じて, 民間事業者への事務の委託を検討, 実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中央合同庁舎第6号館入居官署において, 旅費業務の民間事業者への事務の委託を実施。 地方支分部局等において, 同事務の委託を118官署で実施(前年度同時期比21官署増)。
(7) 人事評価への反映(法務本省, 地方支分部局等)	
<ul style="list-style-type: none"> 人事評価の実施に当たり, 被評価者は, 業績目標において, コスト意識や業務改善に関する業績目標を設定することとし, 評価者等は, 被評価者の調達改善への取組, 予算執行の効率化に関する取組及びこれらの成果について, 適切に評価に反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政コスト節減を図るための具体的な取組・成果を適切に人事評価に反映。

主な計画内容	取組結果
(8) 人材の育成(法務本省, 地方支分部局等)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 省内研修等を通じ, 調達改善への取組, 予算執行の効率化等について, 周知, 指導等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務本省において, 地方支分部局等の会計事務を所管する幹部職員を対象とした会議で, 調達改善への取組等に関して周知, 指導。 ・ 地方支分部局等において, 会計事務担当職員等の勉強会や研修で, 調達改善への取組等に関して周知, 検討。
(9) 内部監査の活用	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大臣官房会計課が地方支分部局等に赴いて実施する内部監査時において, 調達改善に係る取組状況等を調査し, 必要に応じて, その結果等を全庁に周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査を実施した地方支分部局等に対し, 調達改善計画の取組状況を調査したほか, 同取組の積極的な実施を指導。 ・ 各官署の取組状況等の調査結果を全ての地方支分部局等に周知。

平成28年度法務省調達改善計画の上半期自己評価結果
(対象期間:平成28年4月1日～平成28年9月30日)

平成28年12月14日
法務省

難易度 (※1)	調達改善計画で記載した事項	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)		実施において明らかとなった課題等	今後の対応
					取組による削減額	取組の効果		
A	1. 重点的な取組 ① 電力調達の改善 電力の競争入札において、複数者応札等を目指し、複数の事業者にヒアリングを実施するなどして、複数庁舎の取りまとめや共同調達の実施、調達単位の分割など、現在の調達単位の妥当性を検討する。	○	(本省・地方支分部局等) 電力調達について、現在の調達単位の妥当性について検討するため、複数事業者に対するヒアリングや他官署との打合せを実施した。 複数の事業者にヒアリングを実施した結果、入札を早期に実施することにより、多数の事業者に入札参加の機会を与えることとなり、競争性の向上につながる事が判明した。 また、法務省全体の電力調達の実績及び事業者等へのヒアリング内容について分析した結果、電力規模を一定程度取りまとめることで、複数事業者による応札を見込めることが判明した。	A	-	(本省・地方支分部局等) 一部の地方支分部局等において、調達単位を見直した結果、平成29年度調達からは、地方ブロック単位等の複数庁舎を取りまとめた共同調達を実施予定である。	(本省) 負荷率の高い庁舎を取りまとめた調達を検討するため、事業者に対しヒアリングを実施した結果、入札の参加に消極的な事業者が多く、競争性の低下につながる事が判明した。 (地方支分部局等) 事業者により電力供給地域が異なるなどの問題があることから、事業者や近隣官署から情報収集することなどにより、引き続き複数者応札に向けた取組を実施していく必要がある。	(本省・地方支分部局等) 引き続き、事業者に対するヒアリングを実施するなどして情報収集に努めるとともに、入札の早期実施や複数庁舎の取りまとめ、共同調達を実施するなどして複数事業者による応札の実現を目指す。
A	② 一者応札の解消 一者応札となっている案件について、個別にその要因を分析した上、仕様の見直しなどを行うことにより、一者応札の解消を図る。		(本省) 平成27年度の調達において一者応札となった案件の調達に当たり、個別にその要因分析などを行った上、公告期間の十分な確保、調達の情報提供の充実、入札説明会・質問対応の充実等の取組を実施した。 なお、本年9月までに一者応札となった調達は98件(前年度同時期比23件減。なお、総入札件数は前年度同時期比22件減。)、9,955,501千円であった。 (地方支分部局等) 平成27年度の調達において一者応札となった案件の調達に当たり、個別にその要因分析などを行った上、公告期間の十分な確保、調達の情報提供の充実、業者からのヒアリング等の取組を実施した。 なお、本年8月までに一者応札となった調達は562件(前年度同時期比128件増。なお、総入札件数は前年度同時期比282件増。)、4,832,249千円であった。	A	5,019	(本省) 公告期間の十分な確保、調達の情報提供の充実、入札説明会・質問対応の充実等により、10件の一者応札が解消され、契約の競争性及び透明性を確保することができた。 また、調達の仕様が同等であるなど、一者応札解消前との費用比較が可能な2件では、791千円の調達費用が削減された。 (地方支分部局等) 公告期間の十分な確保、調達の情報提供の充実、業者からのヒアリング等により、72件の一者応札が解消され、契約の競争性及び透明性を確保することができた。 また、調達の仕様が同等であるなど、一者応札解消前との費用比較が可能な27件では、49,401千円の調達費用が削減された。	(本省) 一者応札となった調達の中には、受注者側が利益率が悪いと判断して参加を見送るなどした案件もあると考えられるが、引き続き一者応札の解消に向けた発注者側の取組を継続していく必要がある。 (地方支分部局等) 一者応札となった調達の中には、受注者側が利益率が悪いと判断して参加を見送るなどした案件もあると考えられるが、引き続き一者応札の解消に向けた発注者側の取組を継続していく必要がある。	(本省) 仕様の見直し・明確化、公告期間の十分な確保等により、引き続き複数者による応札の実現を図る。 (地方支分部局等) 公告期間の十分な確保、調達の情報提供の充実、業者からのヒアリング等により、引き続き複数者による応札の実現を図る。
B	2. 継続的な取組 ① 競争性のない随意契約の解消等 競争性のない随意契約で調達を行うおとする場合には、一般競争入札等によることができないかの検討、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由についての審査などを厳格に行う。 また、競争性のない随意契約で調達を行った場合には、大臣官房会計課においてその妥当性等の事後チェックを行う。		(本省) 平成27年度の調達において競争性のない随意契約として調達した案件の調達に当たり、競争性のある調達方式への移行の検討、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由の精査等を行った。 なお、本年8月までに締結した競争性のない随意契約(少額随意契約を除く。)は、213件(前年度同時期比3件増。なお、競争性のあるものを含む総契約件数は前年度同時期比28件減。)、7,314,149千円であった。 (地方支分部局等) 平成27年度の調達において競争性のない随意契約として調達した案件の調達に当たり、競争性のある調達方式への移行の検討、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由の精査等を行った。 なお、本年8月までに締結した競争性のない随意契約(少額随意契約を除く。)は、829件(前年度同時期比52件増。なお、競争性のあるものを含む総契約件数は前年度同時期比375件増。)、3,319,213千円であった。 (本省・地方共通事項) 競争性のない随意契約として調達を行った際は、大臣官房会計課において、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知)に基づく公表データにより、当該契約の妥当性の事後チェックを行った。	A	447	(本省) 競争性のある調達方式への移行の検討、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由の精査等を行ったことにより、各案件について競争性のない随意契約によらざるを得ない調達内容であることが確認できた。 (地方支分部局等) 競争性のある調達方式への移行の検討、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由の精査等を行ったことにより、18件の調達について、競争性のある調達方式へ移行した。 また、調達の仕様が同等であるなど、競争性のある調達方式への移行前との費用比較が可能な6件では、4,471千円の調達費用が削減された。	(本省) 調達の中には、契約の性質等により、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件もあるところ、その類型が掲げられた「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知)を踏まえ、競争性のある調達方式への移行が可能な案件がないか引き続き精査していく必要がある。 (地方支分部局等) 調達の中には、契約の性質等により、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件もあるところ、その類型が掲げられた「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知)を踏まえ、競争性のある調達方式への移行が可能な案件がないか引き続き精査していく必要がある。	(本省) 引き続き仕様の見直しなどを含め競争性の確保に留意した上、競争入札方式の活用を図る。 (地方支分部局等) 引き続き仕様の見直しなどを含め競争性の確保に留意した上、競争入札方式の活用を図る。

難易度 (※1)	調達改善計画で記載した事項	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
A	<p>② 共同調達の実施</p> <p>法務本省における汎用的な物品役務等の調達について、中央合同庁舎第6号館入居官署等のグループにより共同調達を行うこととし、共同調達実施品目数の拡大を検討、実施する。</p>		<p>(本省)</p> <p>法務本省における汎用的な物品役務等の調達について、本年8月までに、中央合同庁舎第6号館入居官署等との共同調達を実施するとともに、共同調達実施品目数の拡大等を検討した。</p> <p>なお、電気設備消耗品(蛍光灯等)については、下半期に共同調達を実施する予定である。</p> <p>【実施対象】</p> <p>事務用消耗品、速記録作成等業務、自動車運行管理業務、合本・製本業務、官用自動車検査登録等実施業務、コピー用紙、プリンタナー、衛生関係消耗品、自動車燃料(ガソリン及び軽油)、荷物の集荷配送業務、クリーニング業務、書籍、ファクシミリトナー、健康診断業務、文書の収集運搬及び溶解処理業務、新聞記事のクリッピング業務、郵便切手類及び印紙</p>	A	-	<p>(本省)</p> <p>共同調達の実施により、スケールメリットによる契約の競争性の向上及び調達費用の削減が図られたほか、参加官署における事務負担が軽減された。</p> <p>なお、前年度調達実績と単価を比較した結果は、以下のとおり(前年度と仕様に大きな変更がないもので、主なものを記載。)</p> <p>【事務用消耗品】</p> <p>蛍光灯(黄)1本当たり5円(11.6%)上昇</p> <p>長3封筒1枚当たり同額</p> <p>【速記録作成等業務】</p> <p>1時間当たり800円(5.5%)上昇</p> <p>【自動車運行管理業務】</p> <p>基本運行管理料1台当たり226,124円(130.8%)上昇</p> <p>【合本・製本業務】</p> <p>A4版(無線綴じ)1冊当たり100円(5.3%)上昇</p> <p>【官用自動車検査登録等実施業務】</p> <p>継続検査料(法定費用除く)1台当たり同額</p> <p>【コピー用紙】</p> <p>A4紙1箱当たり84円(7.5%)削減</p> <p>A3紙1箱当たり101円(7.5%)削減</p> <p>B4紙1箱当たり141円(8.3%)削減</p> <p>B5紙1箱当たり68円(8.0%)削減</p> <p>【プリンタナー】</p> <p>トナーカートリッジ502ブラック1個当たり280円(15.4%)上昇(リサイクルーリサイクル)</p> <p>IPSiO SPTナーブラックC820H1個当たり840円(17.5%)削減(リサイクルーリサイクル)</p> <p>【衛生関係消耗品】</p> <p>トイレットペーパー1個当たり2円(4.5%)削減</p> <p>【自動車燃料(ガソリン及び軽油)】</p> <p>ハイオク1L当たり17円(11.6%)削減</p> <p>レギュラー1L当たり17円(12.5%)削減</p> <p>軽油1L当たり12円(9.7%)削減</p> <p>【クリーニング業務】</p> <p>敷布団1枚当たり同額</p> <p>【書籍】</p> <p>六法全書1冊当たり180円(2.0%)上昇</p> <p>国家公務員の給与1冊当たり18円(0.6%)上昇</p> <p>【ファクシミリトナー】</p> <p>プロセスカートリッジ1個当たり同額</p> <p>ドラムユニット1個当たり同額</p> <p>【健康診断業務】</p> <p>血液検査1人当たり150円(9.1%)上昇</p> <p>医師の問診1名当たり200円(25.0%)上昇</p> <p>【文書の収集運搬及び溶解処理業務】</p> <p>1kg当たり同額</p> <p>【新聞記事のクリッピング業務】</p> <p>月額基本料金同額</p> <p>クリッピング1件当たり5円(25.0%)削減</p> <p>【郵便切手類及び印紙】</p> <p>法定額のため同額</p> <p>【集荷配送】</p> <p>160サイズ1個当たり250円(35.7%)削減</p>	<p>(本省)</p> <p>共同調達の実施によるスケールメリットの効果は見られるものの、契約単価等が上昇したのについては、原材料価格高騰等の他動的要因により上昇したものと考えられる。</p>	<p>(本省)</p> <p>引き続き共同調達を推進するとともに、共同調達実施品目数の拡大等に向けた検討を行う。</p>
	<p>地方支分部局等における汎用的な物品役務等の調達について、合同庁舎単位、地方ブロック単位、近隣官署単位等により共同調達を行うこととし、共同調達実施品目数の拡大を検討、実施する。</p>		<p>(地方支分部局等)</p> <p>本年8月までに、会計機関が設置されている321官署のうち307官署(前年度同時期比8官署増)において、他官署との共同調達を実施した(他府省庁が取りまとめ担当官署となっている案件を含む。)</p> <p>また、当省にて取りまとめを行っている共同調達案件について、合同庁舎単位で3,299品目、地方ブロック単位で1,072品目、近隣官署単位で8,827品目、計13,198品目の共同調達を実施した。</p> <p>さらに、地方支分部局等における共同調達の推進に向けて、北陸財務局を中心とした北陸地区における調達改善の取組に参加し、他府省庁を含めた地方ブロック単位での共同調達を実施しているほか、その他の地区においても、各財務局主催の「地方支分部局等における共同調達推進検討会」等に参加し、今後の共同調達を推進するための体制等について検討した。</p>			<p>(地方支分部局等)</p> <p>共同調達の実施により、スケールメリットによる契約の競争性の向上及び調達費用の削減が図られたほか、参加官署における事務負担が軽減された。</p>	<p>(地方支分部局等)</p> <p>より一層の効果的な共同調達を推進していくため、調達物品等の仕様の調整・統一を図るなどして品目数拡大の検討を行うとともに、自庁組織における共同調達のみでなく、他府省庁と連携等を行っていく必要がある。</p>	<p>(地方支分部局等)</p> <p>引き続き共同調達を推進するとともに、共同調達実施品目数の拡大等に向けた検討を行う。</p>

難易度 (※1)	調達改善計画に記載した事項	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)		実施において明らかとなった課題等	今後の対応
					取組による削減額	取組の効果		
B	③ 少額随意契約可能案件における一般競争入札等の実施 少額随意契約可能案件について、事務負担等を考慮の上、一般競争入札又はオープンカウンター方式による見積合わせを検討、実施する。		(本省) 会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件について、本年8月までに、一般競争入札を12件(前年度同時期比1件増)実施した。 (地方支分部局等) 会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件について、本年8月までに、一般競争入札を162件(前年度同時期比3件減)実施したほか、オープンカウンター方式による見積合わせを55件(前年度同時期比同)実施した。	A	280	(本省) 一般競争入札の実施により、見積合わせによる調達に比べ、契約の競争性、透明性及び公正性の向上等が図られた。 なお、一般競争入札移行に伴う削減額については、調達数量が異なっていたり、仕様内容が変更されていたりするため、算出可能な案件はなかった。 (地方支分部局等) 少額随意契約可能案件から一般競争入札等へ移行した調達の総契約額133,751千円のうち、調達の仕様が同等であるなど、一般競争入札等への移行前との費用比較が可能な20件では、計2,797千円の調達費用が削減された。 また、一般競争入札又はオープンカウンター方式による見積合わせの実施により、見積合わせによる調達に比べ、契約の競争性、透明性及び公正性の向上等が図られた。	(本省) 一般競争入札等の実施については、事務負担の増加が懸念されることから、競争性、透明性及び公正性の向上等の効果が高いと見込まれる案件を選定の上、実施する必要がある。 (地方支分部局等) 一般競争入札等の実施については、事務負担等の増加が懸念されることから、競争性、透明性及び公正性の向上等の効果が高いと見込まれる案件を選定の上、実施する必要がある。	(本省) 事務負担等を考慮の上、案件に応じ引き続き実施する。 (地方支分部局等) 事務負担等を考慮の上、案件に応じ引き続き実施する。
B	④ リサイクルトナーの活用 プリンタ等の機器におけるリサイクルトナーの使用について、積極的に活用することを検討、実施する。		(本省) プリンタ等の機器において、リサイクルトナーの導入が可能なものについては、全てリサイクル品の仕様を認めており、本年8月までに27種類のリサイクルトナーを活用した。 (地方支分部局等) プリンタ等の機器において、本年8月までに、会計機関が設置されている321官署のうち269官署(前年度同時期比13官署減)において、業務への支障を考慮した上、可能な範囲でリサイクルトナーを活用した。	B	-	(本省) リサイクルトナーを活用することにより、経費の削減が図られた。また、調達の仕様が同等であるなど、リサイクルトナーの活用前との費用比較が可能なものでは、トナー1本当たりの平均単価が13,463円(79.4%)削減された。 (地方支分部局等) リサイクルトナーを活用することにより、経費の削減が図られた。また、調達の仕様が同等であるなど、リサイクルトナーの活用前との費用比較が可能なものでは、トナー1本当たりの平均単価が16,859円(71.8%)削減された。	(本省) 特になし。 (地方支分部局等) リサイクルトナーを活用するに当たり、プリンタ本体等への障害が発生した場合における善後策について検討する必要がある。	(本省) 引き続き実施する。 (地方支分部局等) 活用官署においては、引き続き可能な範囲でリサイクルトナーを活用する。また、未活用官署においては、リサイクルトナーを活用することについて検討する。
B	⑤ カード決済の活用 中央合同庁舎第6号館入居官署における水道料金の支払について、クレジットカード決済を活用する。		(本省) 中央合同庁舎第6号館入居官署における水道料金の支払について、クレジットカード決済を活用した。 (地方支分部局等) -	A	-	(本省) 水道料金の支払事務について、クレジットカード決済を活用することにより、現金出納業務が削減され、支払事務の安全性の確保及び事務の効率化が図られた。 (地方支分部局等) -	(本省) 特になし。 (地方支分部局等) -	(本省) 引き続き実施する。 (地方支分部局等) -
A	⑥ 旅費業務の効率化 バック商品、チケット手配等の業務について、各庁の実情に応じて、民間事業者への事務の委託を検討、実施する。		(本省) 中央合同庁舎第6号館入居官署におけるバック商品、チケット手配等の業務について、民間事業者への事務の委託を実施した。 (地方支分部局等) バック商品、チケット手配等の業務について、会計機関が設置されている321官署のうち118官署(前年度同時期比21官署増)において、旅費の執行状況等を踏まえ、民間事業者への事務の委託を実施した。	B	-	(本省) 出張する職員のバック商品の選定等の業務、旅費事務担当職員の旅費請求書の審査等の業務について効率化が図られたほか、専門の民間事業者により安価なバック商品が提案されるなど、旅費の削減が図られた。 (地方支分部局等) 出張する職員のバック商品の選定等の業務、旅費事務担当職員の旅費請求書の審査等の業務について効率化が図られたほか、専門の民間事業者により安価なバック商品が提案されるなど、旅費の削減が図られた。	(本省) 特になし。 (地方支分部局等) 未実施の官署においては、当該官署における旅費の執行状況(出張頻度、目的地の遠近等)、官署所在地域における対応可能業者の有無等を勘案した上、実施について検討する必要がある。	(本省) 引き続き実施する。 (地方支分部局等) 実施官署においては、引き続き委託を実施する。未実施の官署においては、旅費の執行状況等を踏まえ、実施について検討する。
B	⑦ 人事評価への反映 人事評価の実施に当たり、被評価者は、業績目標において、コスト意識や業務改善に関する業績目標を設定することとし、評価者等は、被評価者の調達改善への取組、予算執行の効率化に関する取組及びこれらの成果について、適切に評価に反映する。		(本省) 人事評価の実施に当たり、被評価者は、業績目標において、コスト意識や業務改善に関する業績目標を設定し、評価者等は、被評価者の調達改善への取組、予算執行の効率化に関する取組及びこれらの成果について、適切に評価に反映した。 (地方支分部局等) 人事評価の実施に当たり、被評価者は、業績目標において、コスト意識や業務改善に関する業績目標を設定し、評価者等は、被評価者の調達改善への取組、予算執行の効率化に関する取組及びこれらの成果について、適切に評価に反映した。	A	-	(本省) 被評価者において、人事評価の業績目標に設定したコスト意識及び業務改善について具体的な取組を行い、評価者等において、その達成状況を適切に反映した結果、各職員の行政コスト削減に向けた意識の醸成に資することとなった。 (地方支分部局等) 被評価者において、人事評価の業績目標に設定したコスト意識及び業務改善について具体的な取組を行い、評価者等において、その達成状況を適切に反映した結果、各職員の行政コスト削減に向けた意識の醸成に資することとなった。	(本省) 特になし。 (地方支分部局等) 一部の官署において業績目標の設定や人事評価への反映が行われていなかった。	(本省) 引き続き実施する。 (地方支分部局等) 実施官署については、引き続き実施する。未実施官署については、できる限り早期に業績目標を設定するとともに人事評価へ反映する。
B	⑧ 人材の育成 省内研修等を通じ、調達改善への取組、予算執行の効率化等について、周知、指導等を行う。		(本省) 法務本省において、地方支分部局等の会計事務を所管する幹部職員を対象とした会議で、調達改善への取組等について周知、指導等を行った。 (地方支分部局等) 会計機関が設置されている321官署のうち296官署(前年度同時期比85官署増)において、各官署の会計事務担当職員又は官署内全職員を対象とした勉強会や研修で、調達改善への取組、予算執行の効率化等について周知、検討等を行った。	A	-	(本省) 調達改善への取組、予算執行の効率化等について周知、指導等を実施したことにより、職員の取組に対する意識の向上が図られた。 (地方支分部局等) 会計事務担当職員等に対する勉強会や研修を実施したことにより、職員の取組に対する理解を深めたほか、意識の向上が図られた。	(本省) 特になし。 (地方支分部局等) 一部の官署において未実施の官署があった。ただし、下半期に実施予定の官署を含む。	(本省) 引き続き実施する。 (地方支分部局等) 実施官署については、引き続き実施する。未実施官署については、省内研修等を実施し、調達改善への取組等について、周知、指導等を行う。

難易度 (※1)	調達改善計画に記載した事項	平成28年度に開始した取組	実施した取組内容	目標の進捗状況 (※2)	取組による削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
B	<p>⑨ 内部監査の活用</p> <p>大臣官房会計課が地方支分部局等に赴いて実施する内部監査時において、調達改善に係る取組状況等を調査し、必要に応じて、その結果等を全庁に周知する。</p>		<p>(本省)</p> <p>内部監査を実施した地方支分部局等に対し、調達改善計画に盛り込んだ取組等について実施状況を調査したほか、同取組について積極的に実施するよう指導した。</p> <p>また、各官署の実施状況等の調査結果を全ての地方支分部局等に周知した。</p> <p>(地方支分部局等)</p>	A	-	<p>(本省)</p> <p>各官署に赴いて、調達改善への取組等の調査を行うことで、職員の間に対する意識の向上に寄与したほか、同取組の実施状況や課題等について把握できた。</p> <p>(地方支分部局等)</p>	<p>(本省)</p> <p>特になし。</p> <p>(地方支分部局等)</p>	<p>(本省)</p> <p>引き続き実施する。</p> <p>(地方支分部局等)</p>
B	<p>⑩ 外部有識者による個別調達案件の点検</p> <p>法務省の各調達案件について、契約監視会議及び入札監視委員会の外部有識者において、契約の競争性、公正性等の観点から事後チェックを行う。</p>		<p>(本省・地方支分部局等)</p> <p>法務省における平成27年度の各調達案件について、本年6月に開催された契約監視会議(物品役務等)及び本年7月に開催された入札監視委員会(公共工事等)において、競争性、公正性等の観点から外部有識者による事後チェックが行われた。</p>	A	-	<p>(本省・地方支分部局等)</p> <p>外部有識者からの意見を今後の調達の参考とすることができた。</p>	<p>(本省・地方支分部局等)</p> <p>特になし。</p>	<p>(本省・地方支分部局等)</p> <p>引き続き実施する。</p>
	<p>⑪ その他</p> <p>情報システム関連の調達や庁舎維持関連の民間委託など、本計画以外に調達に係る規定等がある場合については、本計画の趣旨(調達の競争性、公平性、透明性の確保等)を踏まえ、適切に実施する。</p>		<p>(本省)</p> <p>情報システムに係る調達について、本年8月までに国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を12件締結した。</p> <p>また、調達時には、CIO補佐官の助言を受け仕様書等を作成した。</p> <p>さらに、一者応札となった入札案件は、CIO補佐官の知見を活用するなどして、その原因分析を行った。</p> <p>なお、庁舎維持管理については、国庫債務負担行為による複数年度契約の活用等を図った。</p> <p>(地方支分部局等)</p> <p>庁舎維持管理に係る調達について、国庫債務負担行為による複数年度契約の活用を図った。</p>	A	-	<p>(本省)</p> <p>国庫債務負担行為による複数年度契約の活用に伴い、事務負担が軽減された。</p> <p>また、CIO補佐官の助言を受け仕様書等を作成したことなどにより、契約の競争性・透明性の確保や調達費用の削減が図られたほか、一者応札となった入札案件について、CIO補佐官の知見を活用しつつその原因分析を行ったことにより、今後の情報システムに係る調達の参考となった。</p> <p>なお、国庫債務負担行為の活用に伴う削減額については、過去の調達と仕様が異なるなどしていたため、算出可能な案件はなかった。</p> <p>(地方支分部局等)</p> <p>国庫債務負担行為による複数年度契約の活用により、契約の競争性、透明性の確保が図られた。</p>	<p>(本省)</p> <p>既存の情報システムに係る機能改修や運用、保守契約等については、一者応札となることが避け難いという分析結果もあり、今後契約の透明性、調達費用の削減等を確保するための方策について、引き続き検討する必要がある。</p> <p>(地方支分部局等)</p> <p>特になし。</p>	<p>(本省)</p> <p>引き続き実施する。</p> <p>(地方支分部局等)</p> <p>引き続き実施する。</p>
	<p>3 評価の実施</p> <p>各取組の実施状況を上半期及び年度終了後に把握し、取りまとめるとともに、実施した取組内容、目標の達成状況、今後の対応方針等について、自己評価を行う。</p>		<p>(本省・地方支分部局等)</p> <p>法務省行政事業レビュー推進チーム及び調達改善グループの各メンバーにより、上半期終了後の自己評価を実施した。</p>	A	-	<p>(本省・地方支分部局等)</p> <p>各取組の実施状況を把握し取りまとめ、自己評価を実施したことにより、本省、地方支分部局等における調達改善計画の取組状況を把握することができ、今後、調達改善の各取組を推進するために検討すべき事項等が判明した。</p>	<p>(本省・地方支分部局等)</p> <p>特になし。</p>	<p>(本省・地方支分部局等)</p> <p>引き続き実施する。</p>
	<p>4 推進体制</p> <p>① 推進体制</p> <p>調達改善計画の策定・見直し、自己評価の実施等は、法務省行政事業レビュー推進チームにより取り組むほか、同チームの取組を補佐させるため、法務省調達改善グループを設置する。</p>		<p>(本省・地方支分部局等)</p> <p>法務省行政事業レビュー推進チーム及び調達改善グループの各メンバーから意見を出し合うなどして、本年度の調達改善計画を策定したほか、計画の自己評価等を同チーム等により実施した。</p>	A	-	<p>(本省・地方支分部局等)</p> <p>計画の策定や実行、自己評価等を適切に行うことができた。</p>	<p>(本省・地方支分部局等)</p> <p>特になし。</p>	<p>(本省・地方支分部局等)</p> <p>引き続き実施する。</p>
	<p>② 外部有識者の参画</p> <p>調達改善計画の策定・見直し、自己評価の実施等の際には、契約監視会議の各委員に指導、助言等を求める。</p>		<p>(本省・地方支分部局等)</p> <p>本年3月に外部有識者である契約監視会議の各委員に平成28年度の調達改善に係る取組等について説明を行った。</p>	A	-	<p>(本省・地方支分部局等)</p> <p>外部有識者からの意見を今後の取組の参考とすることができた。</p>	<p>(本省・地方支分部局等)</p> <p>特になし。</p>	<p>(本省・地方支分部局等)</p> <p>引き続き実施する。</p>

(※1)
A+: 効果的な取組
A: 発展的な取組
B: 標準的な取組

(※2)
A: (定量的な目標) 目標達成率90%以上
(定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組
B: (定量的な目標) 目標達成率50%以上
(定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等(自府省庁内の他部局、地方支分部局、他府省庁)との調整を行った取組
C: (定量的な目標) 目標達成率50%未満
(定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにどまった取組

外部有識者からの意見聴取の実施状況
 (対象期間:平成28年4月1日～平成28年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【大曾根匡(専修大学教授), 諏訪雄三(共同通信社編集委員兼論説委員), 宮園久栄(東洋学園大学教授)】 意見聴取日【平成28年3月11日, 18日及び28日(持ち回り開催)】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 平成28年度法務省調達改善計画について	○ 今年度の取組に関し了承を得るとともに、「今後も適切に調達改善の取組の推進をお願いしたい。」との意見を得た。	○ 外部有識者からの意見を踏まえ、調達改善計画の取組を着実に推進する。

外部有識者の氏名・役職【大曾根匡(専修大学教授), 諏訪雄三(共同通信社編集委員兼論説委員), 宮園久栄(東洋学園大学教授)】 意見聴取日【平成28年12月5日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 平成28年度法務省調達改善計画上半期の自己評価結果について	○ 「特に指摘する事項はなく、引き続き適切に実施されたい」旨の意見を得た。	○ 外部有識者からの意見を踏まえ、下半期についても取組を着実に推進し、次年度の調達改善計画の取組について更に検討を行う。
○ 個別案件に係る一者応札を解消するための今後の課題や具体的な改善策について	○ 「一者応札を解消するために、応札を期待できる業者の情報を集め、公示情報等の提供を積極的に行うなどの対策を検討し、その結果を示されたい」旨の意見を得た。	○ 外部有識者からの意見を踏まえ、次期契約に向けて、一者応札の解消に向けた対策を検討する。